

○仲原家設置条例

平成26年 6 月12日

条例第15号

改正 平成28年 6 月29日 条例第13号

(設置)

第1条 沖縄の古民家を保存及び活用し、町民等の体験学習等の利用に供することにより、久米島の歴史・文化に触れ体験できる施設・地域活性化の拠点施設に資するため、「仲原家」を設置する。

(名称及び位置)

第2条 「仲原家」の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 仲原家

位置 久米島町字真謝20番地

(管理)

第3条 「仲原家」は、久米島町プロジェクト推進室が管理する。

(使用)

第4条 「仲原家」は、一般の見学及び郷土の伝統的な生活習慣、生活様式等に関する体験の利用に供する。

2 久米島町は、前項に規定するもののほか、公益上特に必要と認めるものについて、使用を許可することができる。

(利用の許可)

第5条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を得なければならない。

(利用料金)

第6条 施設を利用するものは、利用料金を納入しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める。

(利用料金の減免)

第7条 公益上その他特別の理由があると認められるときは、利用料金を減免し、又は免除する事ができる。

(入場の制限等)

第8条 久米島町は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入場を禁止し、又は退場させることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗若しくは公益を害するおそれのあるとき。
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
- (3) 「仲原家」の施設及び物品等を破損又は滅失するおそれのあるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、仲原家の管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償)

第9条 入場者は、施設及び物品等に損害を与えたときは、その損害相当額を賠償しなければならない。ただし、久米島町がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

(単位：円)

区分	単位	利用料金
一番座	1回(1時間)	400
二番座	1回(1時間)	400
一番座裏座	1回(1時間)	300
二番座裏座	1回(1時間)	300
○冷房を利用するときは、1時間当たり、100円加算する。		